

「障害者補助犬法」が施行されます。

10月から
同伴が自由



10月から
使用が自由

(民間の事業所、
住宅は努力義務)



来年10月
から同伴が
自由



ることを拒んではならない。(不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者に係る部分は平成15年10月1日施行)

(2) 身体障害者補助犬には、その使用者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

(3) 施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴・使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(2) 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬であって、申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

6 身体障害者補助犬の衛生の確保

身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

7 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をすること努めなければならない。

5 身体障害者補助犬の認定等

(1) 厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって、身体障害者補助犬の認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを指定する。